

緊急報告第6号様式

あ て 先	矯正局長 殿 大阪矯正管区長 殿	発 信 人	神戸拘置所長
自殺事故速報			
<p>1 事故発生日時及び概要</p> <p>令和4年6月7日(火)午後4時19分頃、当所 [REDACTED] (単独室)において、同室収容中の刑事被告人 [REDACTED] (以下「事故者」という。)が、私物のハンガーに自己の首を通し、その一端を同室洗面台の蛇口に引っ掛け、両足を前方に投げ出して座るような姿勢でい首していた状況を巡回中の職員(法務事務官看守部長 [REDACTED]、以下「[REDACTED]看守部長」という。)が発見したことから、非常ベル通報し、臨場した職員により救命措置を講じつつ、当所の119番通報により駆け付けた救急隊員により外部医療機関に搬送されたものの、同月8日(水)午前4時零分、同医療機関医師により死亡が確認されたもの。</p> <p>なお、[REDACTED]看守部長は、発見の約16分前である同月7日(火)午後4時3分頃、事故者の居室を巡回視察した際に事故者が [REDACTED] 壁にもたれて座っているのを確認しており、これが事故者の最終生存確認時刻と認められる。</p> <p>2 事故者名等</p> <p>(1) 身分 刑事被告人 [REDACTED]</p> <p>(2) 氏名 [REDACTED]</p> <p>(3) 生年月日 [REDACTED]</p> <p>(4) 事件名 [REDACTED]</p> <p>(5) 刑名、刑期 未定</p> <p>(6) 入所日 [REDACTED]</p>			

- (7) 所内における行状の良否
- (8) 住 所
- (9) 国 籍
- (10) そ の 他

### 3 推定事故原因

事故者の居室検査、外部交通履歴等を調査したものの、遺書

は発見されず、現時点において動機は不明である。

### 4 事故に対し採った措置

(1) 令和4年6月7日(火)午後4時20分頃、看守部長の非常ベル通報により臨場した法務事務官主任副看守長(以下「主任」という。)外数名の職員により、直ちに事故者の頭部をハンガーから抜いて仰向けに寝かせた上で、事故者の脈拍を確認するも認められなかったことから、同時21分、主任が心臓マッサージを開始するとともに、同時22分、AEDを使用したものの、電気ショック不要とのアナウンスが流れたため、医務課職員3名が加わり、それぞれが交代しながら心臓マッサージ及びアンビューバックを使用した人工呼吸の救命措置を継続しつつ、同時30分に119番通報した。

(2) 同時36分、救急車が医務課前に到着したことから、前記救命措置を継続しつつ事故者をストレッチャーで搬送し、同時39分、文書倉庫前廊下付近で到着した救急隊員に事故者を引き継ぎ、同時47分、同救急隊員により病院(以下「同病院」という。)に搬送され、入院が決定した。

(3) 同時40分、当所医師(以下「医師」という。)の所見により事故者をした。

(4) 事故者については、同日午後5時15分頃、

同月8日(水)午前1時

35分頃に

その後の同4時零分、同病院の医師により死亡が確認さ

れた。

## 5 その他

(1) 令和4年6月7日(火)午後5時32分、大阪高等検察庁令状担当に [REDACTED] [REDACTED] に係る通報を行い、同月8日(水)午前4時22分、神戸地方検察庁検察官 [REDACTED] (以下「 [REDACTED] 検事」という。)に事故者の死亡を通報した。

(2) [REDACTED]

(3) 同日午前9時27分から [REDACTED] において、 [REDACTED] 医師の立会いの下で行政検視を実施するとともに、 [REDACTED] 検事指揮の下、神戸北警察署警察官による司法検視が実施されたところ、同検事から事件性は認められず、司法解剖も行わないとの判断が示された。

(4) [REDACTED]

(5) 本件について同日午後7時17分、神戸司法記者クラブ及び神戸司法民放記者クラブ加盟各社に公表したところ、本日午前8時30分までの間に8社からの取材があり、本日現在、4社(神戸新聞、インターネット記事等)による報道を確認している。

(6) 本日の開室人員は230名である。